

### 協働事業提案制度

公益活動団体の特性を生かした事業を提案してください。市と協働で実施し、市民のニーズに対応した公共サービスを提供します。

**対象** 次のいずれにも該当する事業

- 提案した団体が自ら行う
- 協働の役割分担が明確である
- 政治・宗教活動を目的としない



### 公益活動事業補助金

地域の課題解決や、より良い市民生活を実現するため、公益活動団体が企画・実施する事業を支援します。

**対象** 次のいずれにも該当する事業

- 補助対象団体が自ら行う
- 市内広域を対象として行う
- 会員相互の共益や親睦だけの活動でない
- 政治・宗教活動を目的としない

**補助金額** 次のいずれかを選択

- 自由提案型事業コース＝補助対象経費の2分の1以内(限度額20万円)
- テーマ設定型事業コース＝補助対象経費の3分の2以内(限度額40万円)

### 共通事項

**対象団体** 市内で活動し、5人以上で構成する公益活動団体(NPO法人や市民活動団体など)

**審査** 公開プレゼン

テーションを開催し、市民協働推進会議委員が審査

\*詳しくは、市ホームページ「市役所ご案内→市民参加・パブコメ・市民協働・NPO→市民協働」をご覧ください。

**申込期限** 7月29日

\*事前相談も受け付けません。詳しくは、電話でお問い合わせください。



## 市民参加 パブリックコメント

問い合わせは、各担当課へ

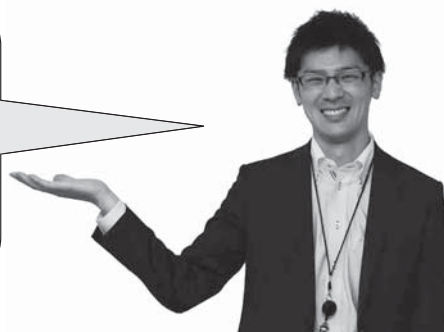
政策案などを公表して市民の皆さんから意見を募集します。寄せられた意見は市の考え方とともに公表し、政策などを決定する際の参考にします。

**提出方法** 自由様式に住所・氏名・電話番号を記入し直接か郵送、ファクス、電子メールで担当課

\*郵送の場合は、〒061-1192住所不要で担当課に送付してください。

政策などの名称	内容	担当課	ファクス	電子メール	提出期限
特別用途地区建築条例及び地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正	建築基準法の用途制限の改正に伴い、条例の一部改正を行います	都市計画課 (内線762)	372-3850	toshik@city.kitahiroshima.hokkaido.jp	8月1日
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料徴収条例の一部改正	長期優良住宅の認定が増改築工事でも可能になったため、審査、認定に必要な手数料を定めます	建築課 (内線653)	372-0840	ken@city.kitahiroshima.hokkaido.jp	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料徴収条例の制定	建築物省エネ法に基づき、審査、認定に必要な手数料を定めます				
廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正	ごみ処理経費の収支安定やごみ減量のため、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の処理手数料を改定します	環境課 (内線827)	372-6188	kankyo@city.kitahiroshima.hokkaido.jp	
子ども・子育て支援プランの変更	プラン作成時に設定した計画値を、実績を反映させた数値に修正します	児童家庭課 (内線615)	373-6805	jidou@city.kitahiroshima.hokkaido.jp	

政策案の内容や寄せられた意見などは、担当課と各出張所、団地住民センター、エルフィンパーク、図書館、中央公民館、夢プラザ、市ホームページ「パブリックコメント」でご覧になれます。



企画課 安井勝徳